

文教委員会資料④

3 所管事務の調査（報告）

- (5) 「保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について（案）」
に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料 「保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について
（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料1 保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について（案）
ー市民の皆様から意見を募集しますー

参考資料2 保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた検討経過等について

こども未来局

（令和5年8月30日）

「保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について（案）」
に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

子育てに係る負担が大きいと見られる多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育所等を利用しやすい環境の構築に向けて、多子世帯支援に関する課題について、検討を進めてまいりました。

利用調整につきましては、保育所等の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合に行うこととされており、利用調整基準は、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国が示す優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直し（「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正）を行ってまいりました。

今回、多子世帯支援に関する課題への対応として、新たに利用調整基準の見直しを行う必要が生じたことから、パブリックコメント手続の実施により、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

| | |
|---------|---|
| 意見の募集期間 | 令和5年6月12日（月）から7月11日（火）まで |
| 意見の提出方法 | 電子メール、FAX、郵送、持参 |
| 募集の周知方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・かわさき子育てアプリ ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当、(川崎区・中原区) 保育・子育て総合支援センター、こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 ・紙資料の掲出 市内認可保育所等の保育施設 |
| 結果の公表方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当、(川崎区・中原区) 保育・子育て総合支援センター、こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 |

3 結果の概要

| | |
|-------------|-----------|
| 意見提出数（意見件数） | 60通（142件） |
| 電子メール | 51通（128件） |
| FAX | 6通（11件） |
| 郵送 | 0通（0件） |
| 持参 | 3通（3件） |

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、きょうだい同一園入所の機会拡充に向けた利用調整基準の見直しに関する御意見のほか、多子減免の拡充に関する御意見や、その他利用調整基準に関する御意見などが寄せられました。

御意見については見直し案の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの、施策に対する要望であったことから、当初案のとおり、要綱の一部改正の手続きを進めます。

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、案に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：案や施策に対する要望の御意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの
- E：その他

| 項目 | 市の考え方の区分（単位：件） | | | | | 合計 |
|--------------------------------------|----------------|----|----|----|----|------|
| | A | B | C | D | E | |
| (1) 利用調整基準の見直し（きょうだい同一園入所の機会拡充）に関する事 | 0 | 33 | 19 | 37 | 0 | 89件 |
| (2) その他利用調整基準に関する事 | 0 | 0 | 2 | 6 | 0 | 8件 |
| (3) 保育料に関する事 | 0 | 0 | 25 | 0 | 0 | 25件 |
| (4) その他 | 0 | 0 | 7 | 2 | 11 | 20件 |
| 合計 | 0 | 33 | 53 | 45 | 11 | 142件 |

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 利用調整基準の見直し（きょうだい同一園入所の機会拡充）に関すること

| 意見番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区分 |
|------|--|--|----|
| 1 | きょうだい同一園入所機会の拡充に向けた利用調整基準の見直しに賛成。 (同趣旨意見 他9件) | 保育所等の利用における多子世帯への支援は重要な子育て支援施策の1つであると考えており、きょうだいが同一園に入所できる機会の拡充を図るため、令和6年4月入所の利用調整から利用調整基準を見直します。今後も安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向け、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。 | B |
| 2 | 兄弟同園になるよう、調整の制度見直しをお願いしたい。保育園に入れても兄弟別だと結局送り迎えの負担が大きくフルタイムでは働けず、キャリアダウンや給料減額の影響を受けている。至急検討と改善をお願いしたい。 | | |
| 3 | 多子世帯が兄弟で同じ園に通えるよう点数が高くなるのには賛成。 実際、同じ保育園に通えず、違う園に通わせていますが、送り迎えが想像以上に大変。持ち物も、連絡帳も園によって違うため慣れるまで一苦労だった。また、今3人目の育休中ですが、時短でしか預けられないため、8時30分から9時の間に2つの園をはしごして送りに行かないと延長料金が発生してしまうため、こういったところも1つの園だと楽だなと感じている。 | | |
| 4 | 今回のポイント変更には賛成である。兄弟別の園となると送り迎えの時間が増加することから同園で入園できると嬉しい。 | | |
| 5 | 姉妹を育てているが、別々の保育所となると、親子ともども非常に負担が大きく、生活に支障をきたす。同一保育所に入所できるよう、お願いしたい。 | | |
| 6 | 多子世帯にとっては子供が同一の保育園に入所できるかどうかは非常に切実な問題。保育園は、それぞれ保育園の立地が異なるだけでなく、それぞれ異なるルール、方針があり、持ち物も、準備するものも、役員などの対応も何もかも異なり、単純に考えれば親の負担は2倍になる。しかしもちろん実際は2倍どころではない。もし第2子が第1子と同じ保育園に通うことができれば、勝手知ったる保育園ですから、負担はかなり少なく済むところを、第1子、第2子と別々の保育園に通うことになった場合の負担は倍増どころか4倍5倍以上(個人的に心理的には10倍だと思っているが)になると考えてい | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|--|--------------|--------|
| | <p>る。送迎時間も保育園もハシゴして回らなければならず、親は働き方もより制限され、従って給与面もキャリア面でも制限されることになる。もとより子育て世帯には支援がなければ、給与、キャリアの面で明らかに不利な立場にある。かつ、兄弟、姉妹にも関わらず、別々の場所に預けるとするのは、送迎時間、保育園の方針などによっては子供にとってもストレスになる可能性がある。子育て支援の政策として、兄弟姉妹の同一保育園入所は利用調整時のポイントを是非あげてほしい。</p> | | |
| 7 | <p>保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について賛成。兄弟で異なる保育園に預けるとなると、先に預ける子の荷物整理などのために、もう一方の子を待たせる必要が出てくる。園に入ると、その時にそれぞれの園で流行っている病気をうつし合うことにもなり、外で待たせると、親が目を見守る時間ができてしまいとても危険。沖縄県では車内で子どもを待たせ、その車が盗難に遭うという事件もあり、これからの季節は熱中症なども心配。以上のことから、兄弟で同じ園に通うことができることが理想であり、そのための調整指数がプラスされることが望ましいと考える。</p> | | |
| 8 | <p>3人目の子が上2人の通っている保育園に入れず不便に感じていた。しょうがないと思うようにしているが、やはり一緒の保育園に通えると助かる。</p> | | |
| 9 | <p>現在第1子で保育所を利用させていただいており、来年4月より第2子を保育所に預けたいと考えている。今回の利用調整基準の改正について賛成。第2子も同じ保育所に入所しやすくなることは当事者にとっては大変助かる。</p> | | |
| 10 | <p>0歳児の第1子を持つ親として、多子世帯の利用調整基準はありがたい。</p> | | |
| 11 | <p>現在、第1子の育休を取得しており、8月で1歳になるため保育園の申請を控えている。高齢出産だが第2子を希望はしている。</p> <p>仮に、2人目ができれば、別園に預けることは体力的に不可能に近いと今から想像している。保育園の心配がなければ2人目のハードルは本当に下がる</p> | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--------------|--------|
| | <p>と感じていた。</p> <p>入りたいタイミングで保育園が準備されている、という状況は難しいのかもしれないが、その状況に近づく一歩としてきょうだい加点の見直しは賛成。</p> <p>きょうだいを作りたいけど……の「……」に続くことを少しでも解消していただきたい。</p> <p>経済面、体力、復職後のマミートラックなど、育休を取った者が越えていかなければならない壁はまだ山ほどあると感じておりますので、1つ1つ改善をしていただきたい。</p> | | |
| 12 | <p>第2子を検討する材料として、多子世帯支援は本当にどのようなものでもありがたい。</p> | | |
| 13 | <p>実際に保育園を利用している(第1子保育園、第2子妊娠中)が、多子世帯に関して、同保育園でなかった場合、資料にも記載あるように、保護者が働きたい時間に働けない、働けないのに保育料が他の自治体に比べ高く、家庭を圧迫しているというところが問題点だと感じている。</p> <p>まず、1つめの動きとして利用調整基準の見直しは来年より実行していただきたい。</p> | | |
| 14 | <p>現在、2歳の男子と0歳の女子を自宅で保育している。復職せずに連続で育休を取得したため、来年度の復職時に兄弟同時入園が必要。</p> <p>そのため、この度の多子世帯の利用調整の見直しに関して、心より嬉しく思う。</p> <p>復職への一番の不安が保育園に入れるかでしたので、他の自治体に先駆けて川崎市のこのような取組に、感謝している。</p> | | |
| 15 | <p>現在上の子が3歳で0歳より保育園を利用しており、今年の3月に第2子を出産した。仕事復帰するにあたり、一番の不安は「下の子が上の子と同じ保育園に入園できるか」と言う点である。</p> <p>同じ園だと送り迎えの時間短縮はもちろん、2人の行事が同じになるので成長を見られる事、慣れ親しんだ先生方への信頼による親の精神的安心感もかなり大きなところをしめると感じている。</p> <p>不安な中今回の保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について(案)の資料を見</p> | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--------------|--------|
| | <p>ることができ、希望を持つことができた。 実現できることを心より願っている。</p> | | |
| 16 | <p>多子世帯支援の視点から見れば、きょうだいケースが同じ施設に通えるのは望ましいことで、川崎市子ども・若者調査の結果にもある「これ以上子育てに時間がさけない」保護者にとって、少しだけ考える余地ができると思う。</p> | | |
| 17 | <p>多子世帯支援拡充に賛成。姉妹で同じ園に通えず、下の子はいくつか園を変わり、送り迎えに苦労されていた人がいた。</p> | | |
| 18 | <p>拡充案の兄弟同園応募の場合の加点について、賛成。宮前区は坂が非常に多く、子供2人を電動自転車に乗せると総重量は100キロを超えるが、2人をそれぞれの別の園へ送り届けるとなると、時間的、肉体的負担が非常に大きくなる。</p> <p>1人目を保育者へ引き渡す際には、他園を利用する2人目も降ろし、入口まで連れ、再度自転車へ乗せて、次の園へ向かうと言う作業が発生し、時間的、肉体的負担が非常に大きい。また、迎えも2園へ向かうとなると、片方がどうしても延長保育を利用しなければ間に合わない状況が発生し、毎月の固定費となり、金銭的負担も大きい。</p> <p>その為、できる限り、兄弟が同じ園へ通えるよう拡充案の通り、優先加点があると、働きながら子育てをしようと言うハードルが非常に低くなる。</p> <p>拡充案について、是非採用頂きたい。</p> | | |
| 19 | <p>きょうだいの同一園への入所をやすくする動きは歓迎。</p> <p>送迎の苦労を減らす為、近年、着目された赤ちゃん忘れ症候群などの問題が起きにくくするためにも、きょうだいで同じ保育所等を利用しやすくすることはぜひ進めていただきたい。</p> | | |
| 20 | <p>今回の基準変更賛成。</p> <p>我が家には4歳と1歳の子供がおり、上の子は保育園に通っている。</p> <p>今年の4月入園の選考で、上の子と同じ園に希望を出したが、下の子は保留となった。</p> <p>姉妹別園となると毎日の送迎が負担になるので、他</p> | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--------------|--------|
| | <p>の園は希望せず、育休を延長して空きが出るのを待っている。</p> <p>今回の基準変更により、私のようなケースが減って、仕事に復帰しやすくなる方が増えると考えます。</p> | | |
| 21 | <p>保育所等の利用における多子世帯支援の拡充について、素晴らしい取組みだと思っております。</p> <p>昨年東京都世田谷区から川崎市中原区に転入してきたが、東京都は子育て支援(赤ちゃんファースト、保育料第2子無料、所得制限なしの高校生まで医療費無料、民間のおでかけひろばが充実、ほっとステイ制度で一時預かり利用のハードルが低い等)がとても充実していた。</p> <p>それに対して、同じようにファミリー世帯がたくさんいるであろう川崎市の子育て支援の現状には正直がっかりしていた。</p> <p>今回の利用調整項目の見直しについて、きょうだい入園又は同時申請の場合の7点加点について賛成。</p> | | |
| 22 | <p>きょうだい同時同園入園させたかったが、ほぼ無理と役所からアドバイス頂いて、第1子を落としてもよいように幼稚園を押さえて、第2子を希望順位優先、別園でも良いと記載して保育園申込した。上記申込方法の結果、別方向の園だったため、第1子幼稚園、第2子保育園に通園させているが、幼稚園は園バスを使用してなんとか送迎やりくりしているが長期休園もありなかなか難しい。きょうだいはなるべく同園入園、在園児優先だと良いかなと思う。</p> | | |
| 23 | <p>この度は子育て支援拡充について検討いただき感謝している。川崎市にて子育てする中で、東京や他の自治体と比較すると、子育て支援が非常に遅れていると感じていただけに嬉しく思う。川崎市の言い分としては子育て支援は一律して「国がやること」と考えているかと思うが、国の動きの遅さについては市長を始めとして川崎市の皆さんがよく分かっていると思う。是非、我が事として子育て支援の更なる拡充をしていただきたい。</p> | | |
| 24 | <p>きょうだい加点の見直しはよいことだと思うのでぜひ進めてもらいたい。</p> <p>ただ、昨今少子化の影響が保育園の空きも増えてき</p> | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--|--------|
| | ている（特に0歳）ので放っておいてもきょうだい同園になりやすくなっている状況があると思う。 | | |
| 25 | 同ランク内調整としての7点加点も大変ありがたいが、「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」のランク（A～H）が一つ上に上がるものでないと、第2子を希望する家庭同士の競い合いに変わりがないと思う。 | きょうだい同一園入所の機会拡充のため、利用調整基準の見直しを行うものですが、利用調整においては、他世帯との公平性についても考慮する必要がある | C |
| 26 | 第2子を出産する人は、出産後の体力回復やリスクリングを目的に育児休暇を2年間最大限取る人が多いように周囲のママ友を見ていて思う。そのため、0・1・2歳いずれでも、第1子と同じ保育所への入所を確約してもらえそうな仕組みがあれば、安心して産休・育休から自分の体調や周囲の環境に合わせて入所タイミングが選べようになり、多子世帯になることへの不安が軽減されると思う。 | と考えております。 引き続き、国の動向に注視するとともに、利用調整上の公平性を確保するため、必要な見直しの検討を行ってまいります。 | |
| 27 | 認可保育園の数、保育士の数、認可保育園を希望する子育て世帯の数とのバランスの違いがあるが、静岡県浜松市では、保育園の在園児に下の子が生まれ、きょうだいで保育園の利用を希望すれば、下の子が生まれた時点で、上の子と同じ保育園への入園が内定されると聞いた。 保育園の内定がもらえるというだけで、第2子を望むか望まないかの検討・結果も変わる。 | | |
| 28 | 認可外保育園に通っている子は、兄弟のいる家庭と同じ点数にして頂きたい。同じような境遇の家庭は他にもたくさんあると思う。 | | |
| 29 | 今回きょうだいが同時入所を希望する場合も同じ指数とのことだが、近隣に大規模分譲を予定している宅地があり、転居されてきた方が近くの保育所にもしきょうだいで同時入所を希望されていたりすると、場合によっては現在第1子で利用している方が同じ施設に入所できないという場合も考えられるため、現在第1子を預けている家庭の方を優先していただきたい。 | | |
| 30 | 日々のスケジュール上、通える範囲は決まっているので、入園出来さえすればどこでも良いわけではなく、きょうだい同士が他園でも進路的に問題ないこともある。 | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|--|--|--------|
| | また、保育所の第1目的は子どもの安全ではあるものの、個々の性質によって合う園、合わない園はるので園の選択肢は多い方が良い。このことから、「同一園」の希望でなくても加点してほしい。 | | |
| 31 | 産まれるタイミングの違いだけなのに兄弟児が保育園を利用しているときだけ入園優遇があるのはおかしい。年齢差がある兄弟も親のトータルで見た負担は同じであるべきではないか。 | | |
| 32 | 多子世帯だけでなく、多胎世帯(双子、3つ子等)の利用調整項目を追加して欲しい。 近年は不妊治療の保険適用も相まって多胎妊娠が増加傾向にある。多胎児の場合、同じ月齢クラスに同時入園を希望することになり、ただでさえ少ない枠を複数同時に確保することはかなり難しい。きょうだい別園になると送迎の問題だけではなく、保育園の行事や日程もバラバラで準備が2倍、持ち物も通園ルールも異なるなど、親の時間と労力は相当削られることになる。 (同趣旨の意見 他1件) | 今回の改正については、きょうだい同一園入所の機会拡充のため、利用調整基準の見直しを行うものですが、利用調整においては、他世帯との公平性についても考慮する必要があると考えております。また、多胎児につきましても、今回の見直しにより同一園入所の機会が拡充となります。なお、利用調整の実施にあたっては、各御家庭の状況に応じて、引き続き、福祉的な配慮に努めてまいります。 | C |
| 33 | 単身赴任世帯よりも未就学児の多子世帯を優先する理由がわからない。単身赴任している世帯は、ワンオペで子育てしなければならないひとり親と同様の方も少なくないのではないか。 | 利用調整基準については、引き続き、国の動向に注視するとともに、公平性を確保するため、必要な見直しの検討を行ってまいります。 | C |
| 34 | 兄弟は多いが祖父母の支援を受けられる家庭と、一人っ子でも誰も頼れず自分で全てやらなくてはならない環境では、誰にも頼れない環境の家族の方が大変なのではと思う。これらを考慮して保育園入園基準を作してほしい。 | | |
| 35 | 子どもが多ければ多いほど、仕事に割ける時間が限られてしまい、Aランクの就労時間で働くことができないため、同園どころか認可保育所へ入所できない。子供が3人以上いたら、そもそも安定した時間で働くことが難しいので、同ランク内ではなく優先的に入所できるような制度を作ってもらいたい。 (同趣旨意見 他1件) | きょうだい同一園入所の機会拡充のため、利用調整基準の見直しを行うものですが、利用調整においては、他世帯との公平性についても考慮する必要があると考えております。 なお、利用調整の実施にあたっては、各御家庭の状況に応じて、 | C |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|--|---|--------|
| | | 引き続き、福祉的な配慮に努めてまいります。 | |
| 36 | 利用調整基準について、現行の制度でもなかなか希望の保育所等に入れれないのに、多子世帯を優先されてしまうと、一人っ子もしくは第1子は更に保育所等に入れなくなってしまうのか、不安である。 | 今回の改正は、多子世帯への支援施策の1つとして、保育所等の利用を希望するきょうだいが同一園に入所できる機会の拡充のため、利用調整基準を見直すものです。なお、本市では、保育ニーズの高いエリアへの保育所の新規整備や幼稚園の認定こども園化等により保育受入枠の拡大を図るとともに、川崎認定保育園の積極的な活用等により令和3年度から待機児童ゼロを継続している状況です。一方で、保育受入枠については、近年、地域や年齢によって既存施設に空きが生じていることが課題となっていることから、今後は、地域の需要を丁寧に分析しながら新規整備に限らず既存の施設や事業を有効に活用するなど、保育受入枠の確保に努めるとともに、引き続き、個別の保育ニーズを丁寧に確認しながら、多様な保育施策・サービスとのマッチングを図るなど、きめ細やかな相談・支援を実施してまいります。 | D |
| 37 | 多子家庭の優先度のみあげると、第1子養育のハードルがあがることになり、出産そのものを控える家庭も出てくる可能性があるのでは、少子化対策にはならないと思う。 | | |
| 38 | 今回の改訂案で既にきょうだいが在籍している園に応募の場合だけでなく、きょうだいが同時申請の場合も生活保護やひとり親世帯と同程度の加算を得られるようだが、これは第1子ひとりを預けて復職したい親が不利になりすぎるため、逆に親の社会復帰を阻害するものではないか。人気の認可保育所に応募したい場合には、第1子ひとりだと難しく、第2子を預けることが可能になるまで育休を延長するしかない、という事態になりえないのではないかな。 | | |
| 39 | 現在、子どもを3人育てているが(小2、年少、0才)、上の子の学童の場所、仕事の部署異動等によって、その時々で、条件が異なること、生まれ月や子の性格によって入れたい園は異なることから、必ずしも上の子と同じ保育園への入所を希望する訳ではないと考えている。兄弟枠によって、保育園の選択の自由が失われ、子ども1人1人に合った保育園を選ぶことが困難になると思った。 子どもが1人であっても、複数人だったとしても、皆が極力希望する園に入所できる平等な制度作りをしていただきたい。 | | |
| 40 | この改正で、いままできょうだいの点数と並んでいた認可外施設を使っている人と、単身赴任している人がはじき出されてしまう。この方々を排除しなければならないほど枠を圧迫していたのか。 ポイントを変えても結局きょうだい同士高得点で並んでしまい、入れないことになるのではないかな。 認可外を使っている方は、入園金など認可保育園よ | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--------------|--------|
| | り高い負担をしている人がいるのではないか。早生まれでもポイントをつけたいからと0歳の早い段階で復帰している人もいると思う。年度限定型保育事業は1年しか使えないのではないか。新しい基準ではじき出された場合どうしたらいいのか。 | | |
| 41 | 一人っ子の母。今現在も、保育園の選考基準は兄弟がいる家庭に有利になっており、以前区役所で、少しでも点数を上げる方法がないか聞いたところ、認可外保育園に預けると、預けている期間に応じて点数が上がると聞き、現在2歳児クラスまでしかない認可外保育園に通わせている。来年の4月にどうしても入園させたい保育園があるが、資料を拝見すると、認可外保育園に通っていても兄弟のいる家庭には勝てないように読み取れる。解釈が間違っていなければ、以前区役所で受けた説明と異なることになり納得が出来ない。 | | |
| 42 | この改正は第1子が第1希望の認可保育園に入園できたきょうだい家庭のみの優遇であり、下位希望園へ入園した家庭のきょうだいには不平等である。また、現在、川崎認定保育園に通っている別園のきょうだい家庭(もしくは川崎認定保育園に通う予定の家庭)にとっても不平等である。第1子が第1希望園に通えている家庭のみには良い改正ですが、仕方なく復職のため認定保育園や下位希望園に入園させた家庭のきょうだいへは改悪である。きょうだい同一園希望者のみを優遇するのではなく、様々な事情で認可保育所に入らず川崎認定保育園を利用しているきょうだい家庭もあるので、川崎認定保育園利用のポイントも「同ランク内での調整指数表」に見直すべき。 | | |
| 43 | 多子世帯に対する支援の利用調整見直しについて、1人目の世帯が更に保育園に入りにくくなることで、復職できない状況となった場合、1人目世帯の経済状況の悪化及び1人目を家庭のみで育てなければならない負担が発生し、2人目以降を検討できなくなる可能性が出てくるとともに、社会全体の労働力が減ってしまうため、社会全体の利益の損失につながると考えられるため、子供1人の世帯への冷遇 | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--------------|--------|
| | <p>につながる危険を孕んでいる。</p> <p>また、子供1人のみの家庭の中には、経済的余裕がない、不妊や年齢・健康上など生物学的な問題を抱えている、生きていくためにキャリアを優先しなければならないなど社会的な理由がある等の状況で二人目以降を検討・出産できない人がいるため、安易に子供の数で支援の有無を決めるべきではない。</p> <p>きょうだい加点を7点にすることによる多子世帯への支援は市全体の子育て世代への不安感・不公平感の助長に繋がると考え、反対。</p> <p>代わりに、認可保育園の増設及び保育士の増員による川崎市全体での園児の総受入人数を増やす方向での取り組みへの政策変更を希望する。</p> <p>子供数に関係ない政策が、全ての子育て世代にメリットのある支援になると考える。</p> | | |
| 44 | <p>1歳児クラスの入園の倍率が高すぎるため、引き続き希望する全家庭が保育園に入れるよう保育の拡充をしてほしい。</p> | | |
| 45 | <p>子どもの学年差によっては同一園に空きがない可能性があるため、そもそも「同一園」に限った対策では困り事（下の子が保育園に入れない、きょうだいそれぞれが遠い園に配置されてしまい仕事に支障が出る）が解消されない。</p> <p>下の子の入園に合わせて上の子を転園させようにも、同じく年齢によっては空きがなく、やはり「同一園」という縛りが入園を阻む場面がある。</p> | | |
| 46 | <p>現実問題として、多子の場合はおさら近所でなければ通園するのが大変であるが、認可保育所に限定すると選択肢が少なく、問題が解決されないと思う。</p> | | |
| 47 | <p>第1子を保育園に入園させたい人にとっては、ますます入所しづらくなる。結果、川崎認定保育園に行くことになり、その後認可保育所へ転園するケースが増えると思われる。現在でさえ、別表3の兄弟加点があり第1子は入所しづらい状況が続いていますので、その点を改善検討お願いしたい。</p> | | |
| 48 | <p>立地が良く（駅に近い）、また預かり人数が多い保育所を整備してほしい。</p> | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|---|--------|
| 49 | そもそも枠が少ない。 | | |
| 50 | きょうだい同園については、下の子、または同時入園については加見直しとなっているが、上の子が0歳枠のない園に入っている場合に下の子を0歳クラスから保育園に預けたい場合の対応はどうか。新百合ヶ丘駅周辺は1歳児からの園が多い。上の子が1歳からの保育園に入っているため、下の子も同園希望なのでやむを得ず育休を延ばしている方や、下の子は0歳からの別園に入れている方に会ったことがある。このような方への対応も合わせて検討すべきと思う。 | | |
| 51 | 仮に希望園に入所できずに困っている保護者がいるのであれば、市区役所の方から希望園へ受入れ枠の拡充（定員変更または2割増し）などの相談や調整を行うべき。 | | |
| 52 | 折角川崎市は、子供が多いのに保育園に入れないのであれば、認可保育園を増やすのが、急務ではないか。1人目の子が保育園に入れず、会社を辞めることによる収入減や、精神的なダメージ（ストレス）による子供への暴力につながらない環境を作るべき。保育園に入れないため、育児する為に会社を退社せざるを得ないような母親を苦しめる時代は、終わりにして欲しい。待機児童ゼロで、住みやすく、子供を育てやすい川崎市を目指してほしい。 | | |
| 53 | 希望する人が保育所等を必ず利用できるように、利用調整などそもそも必要がないように、隠れ待機児童が発生しないように、保育受入れ枠を拡充していただきたい。国の、第2子、第3子の数え方はおかしく、複雑な指数計算や、申請の手続きコストも無駄に感じる。希望するすべての人が保育サービスを受けられる環境が整うべきであり、シンプルな制度設計が必要。 | | |
| 54 | 認可保育園の増設及び保育士の増員による川崎市全体での園児の総受入人数を増やしてほしい。 | | |
| 55 | 選考基準変更の時期を再来年の4月からに遅らせてほしい。 | 利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国から示される優先利用項目等のほ | D |
| 56 | 来年度から見直すのではなく、せめて説明期間を設けるべき。再来年度にするとか。あまりにも急すぎ | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|---|--------|
| 57 | <p>令和6年4月入所からの適用なのに市民への周知が10月は唐突すぎる。認可園に入るための認定園ポイントを稼ごうと、すでに復職されている方がいるのに、その方たちからしたら寝耳に水だと思う。このようなパブリックコメントの募集すら知らずに、日々仕事と育児を頑張ってらっしゃる方が大勢いる中で、適用までの短期すぎるスケジュールはいかがなものかと思う。令和6年4月の入所案内に、この改正案を記載し、早くても令和7年4月入所から適用しますと周知するのが、子育て世帯への配慮ではないか。きちんと働いて、きちんと川崎市に納税している、少数派の家庭へも配慮していただきたい。</p> | <p>か、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりました。今回、多子世帯支援に関する課題への対応として、新たに利用調整基準の見直しを行う必要が生じたことから、令和6年4月入所の利用調整からの適用に向け、きょうだい同一園入所の機会拡充のための見直しを行うものです。</p> <p>見直しの内容については、様々な機会を通じて丁寧な説明に努めてまいります。</p> | |
| 58 | <p>令和6年からの施行の場合、既にきょうだいがいる家庭のみが優遇対象になるため、今から第1子を出産する人やこれから子供を持つ家庭は圧倒的に不利になる。子供の出生には最短でも10ヵ月かかるため、来年度から施行された場合、きょうだいがいない世帯は工夫の余地がない。</p> <p>本政策を知った上で問題なく妊娠でき、出産に至る家庭を考慮すると、2年間（正常なカップルが高い確率で妊娠に至る期間）の猶予が必要なため、施行開始は令和8（2026）年の4月が妥当と考える。</p> <p>市民への周知、理解、公平性を優先した上で慎重に開始時期を検討していただきたい。</p> | | |
| 59 | <p>これまでのポイントでもきょうだいは有利だったように思うが、別の園になってしまう方が多いのは本当にポイントが低いからなのか。資料には見当たらないが、「なぜ」そうなっているのかという調査はしているのか。あえてそうしている人や、上の子が入ってから就労時間を減らしてしまった人などいるのではないかと。とにかく反対。別の園になっている理由を調べてから見直しをしてほしい。</p> | <p>利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国から示される優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりました。多子世帯支援拡充の必要性はこれまでも市民の皆様から御意見をいただいていること、他都市と比較して本市のきょうだい別園となっている割合が高い</p> | D |
| 60 | <p>必ずしも兄弟児を同じ園に入園させたい人ばかりではないのではと思う。</p> | | |
| 61 | <p>川崎市では兄弟姉妹が同じ保育園に入園出来ない世帯は何件なのか。また加点が7点というのも理解</p> | | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|---|--------|
| | し難い。いま必要な改善策とは思えない。 | 傾向であることなどから、今回、 | |
| 62 | 兄弟姉妹で同じ保育園に入りたいという希望は全地域で、どのくらいあるのか。7点という加点が必要とされるほど同じ園に入れなかったのか。希望数を調査し結果を公表し、根拠を示すべきではなかったか。 | 多子世帯支援に関する課題への対応として、新たに利用調整基準の見直しを行うものです。 | |
| 63 | 少子化対策になるということだが、本当にそうなのか。子どもを育てるにはお金がかかる。若い方達は自分の生き方を大事にする。 | | |
| 64 | この取組をおこなう理由として、川崎市全体で利用申請希望者が右肩上がりで増えている、兄弟で入れず保護者の負担がある、少子化対策としてやるなら今しかない、兄弟姉妹で枠を押さえれば一人っ子が小さな保育園に流れていくとして説明を受けた。コロナの影響などを受けた現状の保育園の空き状況を見ても、なぜ今やる必要があるのかわからない。また、各区やエリア毎にどれだけの兄弟姉妹が入園できず困っているのか分析がなく、必要性が不明なため反対。 | | |
| 65 | 多子世帯で同一保育園に通えずに困っている世帯がどれくらいの割合でいるのか。 多子世帯の支援も重要ですが、その事により、小規模保育園の定員割れも起こり、保育園の経営も行き詰まっていくのではないか。大きな園だけ残ればいいのか。公平性を感じず、疑問に思う。 | 利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国から示される優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりました。 | D |
| 66 | 本取組みについて、今川崎市の保育園はほとんどが定員割れを起こしており、時期を逸している。一体、何人の子どもが兄弟枠を必要としているのか。また、兄弟が同じ保育園を希望している世帯がどの地区で何組の希望があるのか。それらをしっかり把握した上で取組む内容ではないか。「少子化対策」の一環で、兄弟が同じ保育園に入る事が出来るからもう1人産もうとなって少子化対策になるという説明には、あまりにも心を踏みにじるような発言と子育て世代を軽んじているとあきれられるばかり。女性が働きやすい環境をと言って保育園を増やしたが、それでも少子化が止まらない。何故、子どもを産まないのか、産めないのか、それをしっかり踏まえなけれ | 多子世帯支援拡充の必要性はこれまでも市民の皆様から御意見をいただいていること、他都市と比較して本市のきょうだい別園となっている割合が高い傾向であることなどから、今回、多子世帯支援に関する課題への対応として、新たに利用調整基準の見直しを行うものです。 なお、今回の利用調整基準の見直しに伴い、特定の施設の受入枠に空きが生じることはない | |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|---|--------|
| | <p>ばどんな政策を打ち出しても少子化は止まらない。更にこれを実践した場合は事業者への弊害は計り知れない。少子化対策どころかせっかく待機児童ゼロになった川崎市には子育てビジョンが初めからなかったということになる。反対。</p> | <p>考えております。</p> | |
| 67 | <p>市外から転園を考えている方にとって、とても不利な状態となり、人口増加の足枷になると感じる。</p> | <p>転園希望については、転居やきょうだい同園希望などの理由がある場合には新規申請と同等の取扱いとしているところですが、それらの理由がない場合には、利用を希望する他の世帯との公平性の観点から、現に保育所等を利用していない方を優先することとしていますので、御理解ください。</p> | D |
| 68 | <p>第2子、第3子が多いクラスでは、1人目の子は兄弟ポイントがある家庭で受入枠が埋まってしまい、入れなかったという不満を耳にする。また、卒園してしまうと2人目以降でも1人目扱いとなることへの不満は以前から強い。また、多子ばかり優遇されていると思われて政策が偏らないように、十分、議論と配慮をしてほしい。そしてその過程も開示し、どのようなことが話し合わせ、何が優先されて政策が決定されたのか、過程がよく分かるようにしてほしい。</p> | <p>きょうだい同一園入所の機会拡充のため、利用調整基準の見直しを行うものですが、利用調整においては、他世帯との公平性についても考慮する必要があると考えております。</p> <p>引き続き、国の動向に注視するとともに、利用調整上の公平性を確保するため、必要な見直しの検討を行ってまいります。</p> <p>また、必要な情報開示につきましても適切に対応してまいります。</p> | D |
| 69 | <p>1歳児で保育園に入れる方が多い為、0歳児、2歳児または1歳児、3歳児の兄弟の場合、宮前区では下の子の空き枠があっても、上の子の空き枠が無い場合が多く、同園入園は難しい状況である。また、4月以外の入園を検討する場合には、どちらのクラス年齢でも空き枠がほぼ無く、必然的に兄弟別園利用せざるを得ない。そのため、兄弟同時に応募をしたが、兄弟の内、片方しか希望園へ入れず、同じ園へ通えない状況の場合、1名だけでの保育所利用を可能とし、仕事復帰の猶予期間を設けて頂きたい。</p> | <p>育児休業中は、原則として保育を必要とする要件に該当しないことから、既に保育所等を利用している場合で、当該児童のきょうだいに係る育休を取得し、当該児童の継続利用が必要と認められる場合を除き、保育所等を利用することはできません。</p> <p>なお、現行の基準においても、きょうだいが別々の保育所等を利</p> | D |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|---|--------|
| | <p>(例えば半年など) または、希望園に入れなかった兄弟が他園へ仕方なく通う場合、兄弟と同じ園への転園申し込みの優先順位を現在の「すでに保育園に通園出来ている為、最下位」の扱いでは無く、兄弟同時応募と同様の加点にて、優先的に同じ園へ転園させて頂きたい。</p> | <p>用していて、どちらか一方の保育所等への転園を希望する場合には、現に保育所等を利用していない場合の申請と同等に取り扱っているため、基準改正後は指数「7」が適用されることとなります。</p> | |
| 70 | <p>きょうだい別々の保育園に通う問題は、昨今出てきた新たな問題ではなく、過去から繰り返し指摘されてきた課題である。さらに、多子世帯の負担軽減策を真剣に検討するのであれば、来年度まで待つのは余計な時間がかかると感じる。なぜこの程度の改善案を実施するのに来年度まで必要なのか。周辺の横浜市や東京都大田区・世田谷区などの自治体と比較すると、川崎市の育児支援はいつも後手に回っていると感じる。例えば、小児医療費助成制度の導入は素晴らしい決断だったが、当初は否定的であり、周辺地域との格差による外圧によってやむなく導入したという印象を拭うことはできない。</p> | <p>利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国から示される優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりました。今回、多子世帯支援に関する課題への対応として、新たに利用調整基準の見直しを行う必要が生じたことから、きょうだい同一園入所の機会拡充のための見直しを行うものです。</p> <p>なお、今回の見直しについては、保育所等の入所申請に生じる影響が大きいことからパブリックコメント手続きを実施しております。また、見直しにあたっては、パブリックコメント手続きの結果等を踏まえて、要綱改正、システム改修等を実施する必要があることから、令和6年4月入所の利用調整から適用してまいります。</p> | D |
| 71 | <p>きょうだい同時に申請する場合、ポイントがつくようだが、別園でも希望順位を優先する人にもポイントはつくのか。</p> | <p>「兄弟姉妹別園でも希望順位を優先する。」を選択した場合でも、きょうだい既に在園している園に申込み場合、又はきょうだい同時に同園に利用申込をする場合に、当該園の利用調整に限り指数「7」が適用されるも</p> | D |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--|--------|
| | | のです。 | |
| 72 | 内定後、きょうだいの内どちらかだけ辞退した場合は内定取消になるのか。 | 利用調整は、申請締切日時点の保護者の状況等によりランク等を判定して行いますが、入所時まで申請時と同内容を維持していただくことが前提となります。そのため、申請後、一方のみの内定辞退により申請内容と状況が異なることとなった場合は、その時点で利用調整のやり直しや入所内定の取り消しなどを行うことがあります。 | D |
| 73 | 0～2歳までの小規模保育園は、兄弟姉妹での入園希望は少ない為、大規模保育園に入園が集中してしまい、現状でも厳しい空き状況をさらに加速させ経営難になると危惧している。この取組がなくても、どの事業者も保育園が定員割れしていれば、入園できるように考えるはずですし、そもそも定員いっぱいの園へ兄弟姉妹で希望を出しても入園できる訳でもないで、そのような園は、少ないはずである。厳しい状況の川崎認定保育園、小規模保育園を活かすような取組の検討をお願いしたい。 | 今回の利用調整基準の見直しにより、特定の施設の入園枠に空きが生じることはないと考えております。なお、川崎認定保育園や小規模保育事業をはじめとした各施設・事業については、それぞれが特色のある保育サービスを提供し、市民の多様な保育ニーズを満たす重要な役割を担っていると考えております。今後も特色ある保育の周知に努めてまいります。 | C |
| 74 | 現在、多くの保育園が定員割れを起している中、このような政策は疑問でしかない。完全に少子化となった今、7点の加点は川崎認定保育園や地域保育園等に与える影響がとても大きく危機感を抱かれると思う。また、少子化対策の一環とのことだが、果たして、自分の生き方を大切にする、現在の子育て世代には全く意味を持たない政策なのではないか。 | 今回の利用調整基準の見直しにより、特定の施設の入園枠に空きが生じることはないと考えております。なお、川崎認定保育園をはじめとした各施設・事業については、多様な保育ニーズを満たす重要な役割を担っていると考えておりますので、引き続き、窓口等で丁寧に保護者の相談をお受けするとともに、特色ある保育の周知に努めてまいります。 | C |
| 75 | 今は空きのある保育園が出てきており、各区の窓口で保護者のニーズをくみ取って、親身になって丁寧に対応していくべき。7点の加点は認可保育園以外の川崎認定保育園・地域保育園等へ与える影響は大きいものがあると推測される。潰されてしまう危機感を持たれると思う。待機児童がニュースになった時と比べ今は完全に少子化である。認可保育園の空 | | |

| 意見番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区分 |
|------|---|---|----|
| | きがあるので、いろんな理由つけをして加点し、入りやすくして空きを埋めていこうということなら、ついこの前まで、待機児童をなくすことをスローガンに川崎認定保育園を後押しした市が、今度は潰す政策をするのか。7点の加点は反対。 | | |
| 76 | 小規模保育施設を運営する立場からすると、この取組はさらに小規模保育施設の利用が少なくなることが懸念される。ここ数年、保護者の働き方の変化等により、小規模保育施設は利用者が減少傾向にあり、常に定員に満たない状況である。きょうだいケースに加点されるとさらに厳しい状況になることは容易に想像ができる。 | 今回の利用調整基準の見直しにより、特定の施設の入枠に空きが生じることはないと考えております。なお、小規模保育事業については、本市における低年齢児の多様な保育ニーズを満たす重要な役割を担っているものと考えております。今後も特色ある保育の周知に努めてまいります。 | C |
| 77 | 7点の加点は、認可保育園以外の小規模の保育園の存続に、影響を与えると思う。待機児童問題で、たくさん保育園をつくり、保育の質も問題になっていますが、今は空きがある保育園も多いと思う。今ある保育園が潰れないように、どう活かすかという政策をお願いしたい。同じ保育園に入りたいという、多子世帯に7点の加点をすることに反対。 | | |
| 78 | 市の考え方は何か矛盾していると思う。待機児童をなくすことをスローガンに川崎認定保育園を後押しした市がつぶす政策をするのか。考えなおしてほしい。 | 今回の利用調整基準の見直しにより、特定の施設の入枠に空きが生じることはないと考えております。川崎認定保育園については、多様な保育ニーズを満たす重要な役割を担っていると考えております。今後も特色ある保育について周知に努めてまいります。 | C |

(2) その他利用調整基準に関すること

| 意見番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区分 |
|------|--|---|----|
| 79 | 不妊治療経験者の世帯を多子世帯への加点以上とする制度を同時に導入してほしい。多子世帯への加点は、不妊治療をして子供がなかなか出来ない家庭に対して冷遇処置となる。お金も時間もかかる不妊治療経験者への理解と加点処置を検討してほしい。 | 利用調整基準については、引き続き、国の動向に注視するとともに、公平性を確保するため、必要な見直しの検討を行ってまいります。 | C |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--|--------|
| | <p>また、ランクと点数が並んだ時に収入が低い順番に優遇する制度を止めてほしい。不妊治療はお金がかかるため、夫婦仕事を頑張り収入を上げた。社会的に価値が高い職種での高収入な家庭ゆえに、保育園に入れず復職が困難になる危機に将来を大変心配している。多子世帯だけでなく、子のいる家庭全てへの平等な支援をお願いしたい。</p> | | |
| 80 | <p>保育士等の子どもの利用調整上の優先的取扱いについて、川崎市在住で横浜市の保育所勤務、あるいはその逆もよく見聞きするため、2市共同での対策を実施してほしい。</p> | <p>保育士等の子どもの保育所等利用調整上の一定の配慮については、国の通知において「保育士等の勤務する保育園等が早期に当該保育士等の子どもの入園決定を把握して当該保育士の職場への復帰を確定させ、利用定員を増やすことを可能にし、保育の受入れ枠の増加に大きく寄与する」ことや「待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市町村においては、このような取組を行うように努めること」と示されており、本市では市内の保育所等の利用定員を維持し、保育の受入れ枠を確保する観点から、暫定的にこの取扱いを定めているところです。</p> <p>また、この取扱いは市内在住で市内の認可保育所等に保育士等として勤務されている方を対象としていますが、これは、市内保育施設の保育士確保や市内の保育受入れ枠の確保を目的としているためです。</p> <p>近隣の自治体においても、本市と同等の取扱いをしている自治体が多い状況にありますが、市内在住で他都市の保育所等に勤務される方を優遇することや、他都市在住で本市の保育所等に</p> | C |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--|--------|
| | | 勤務される方を優遇すること等の広域的な利用調整上の優先措置については、保育士確保策としての有効性や他自治体の動向、手法等を踏まえながら今後の検討課題とさせていただきます。 | |
| 81 | 第1子をすでに認可外に預けている場合、第2子以降の育児休業期間も第1子の認可外の利用実績期間としてカウント可能にしてほしい。子宝に恵まれるのはとても喜ばしい。多子世帯がより有利な条件で保活を進められるようになれば、就労促進、経済的余裕にも繋がり社会にもより活気が溢れるようになるのではないかと考える。 | 育児休業中は、原則として保育を必要とする要件に該当しないため、利用調整基準における認可外保育施設の利用状況については、就労実績と連動した利用の場合に限り利用期間として取扱うこととしております。 | D |
| 82 | 「子育てに係る負担が大きいと見られる多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育所等を利用しやすい環境の構築」という点から、65歳未満の同居の親族がいる場合の「保育を必要とすることを証明する書類」の提出や同居親族がいる場合の減点を無くしたほうが良いのではないかと。高齢の祖父母が週5日乳幼児を保育し、すべての時間、体力、精神力を保育に費やすという生活をどれだけ続けられるのか疑問であるし、その負荷が祖父母の健康問題や児童虐待等につながりかねない。 | 利用調整基準における同居親族の状況については、国の「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成26年9月10日）」を踏まえ、当該同居親族等の心身の状態に配慮した基準としており、就労その他の状況や健康状態などによっては減点を適用しない取扱いとしております。 | D |
| 83 | 現在は市外からの入園希望は二次利用調整からとなっているが、きょうだい川崎市内の園に入園している場合は市外在住でも優先して入園出来るようにしてほしい。 | 保育所等の受入枠は、子ども子育て支援法第61条に基づき、就学前児童数や施設の利用実績等を踏まえ、自治体ごとに、市町村子ども・子育て支援事業計画の中で「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定め、これに基づき保育所等の整備目標や歳児別の利用定員等を | D |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--|--------|
| | | <p>設定しているものです。</p> <p>市外にお住いの方からの利用申込については、本計画には含まず、他自治体からの委託協議を受け、定員に空きがある場合に限り利用可能としています。そのため、本市においては市内在住の方が優先的に利用できる取扱いとしているものであり、4月入所の場合は二次利用調整からの受入としておりますので、御理解ください。</p> | |
| 84 | <p>祖父母が近隣に住んでいる場合と、住んでいない場合では、育児の負担が全く違う。また、最近、祖父母が同居しているケースより、徒歩圏内に祖父母が住んでいるケースが多い感じるため、「同居しているか」ではなく「自宅1km以内に祖父母がいるか」どうかで、利用調整の際に差をつけてほしい。</p> | <p>親族等の状況については、近年の家族間の付き合い方の変化等を考慮し、令和5年4月入所から「近隣(半径1km以内)に親族が住居している場合(－1点)」の項目を削除したところで</p> | D |
| 85 | <p>祖父母が高齢な場合、祖父母にお迎え、預かりをお願いできないだけでなく、介護の問題も生じてくるため、祖父母が高齢かどうかは、子育て面でも、生活面でも大きく影響を与える要因なので、利用調整の際に差をつけてほしい。祖父母が75歳以上かどうかで加点できる仕組みにしてほしい。</p> | <p>同居の親族等の状況については、65歳以上であるか65歳未満であるかによって、減点数に差を設けておりますが、健康状態や就労状況等によっては、減点を適用しない取扱いとしているところです。</p> | D |
| 86 | <p>母親は育児休業から復職した際に時短勤務になる場合が多いため、合計所得ではなく基本給で利用調整をしてほしい。育休前年の年収が通常と比べてかなり多くなったり、その反対に一時的に収入が減る人もいると思う。そのため、育休前年の年収での査定だと不公平であるし、育児休業から復職後に時短勤務となった場合、育休前年と同水準の年収を稼ぐことはできない。</p> | <p>就労状況や働き方などの状況についてはそれぞれの御家庭に様々な御事情があることと存じますので、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」においても判定困難な場合の最終的な指標として、所得状況のより低い世帯から内定としているものであり、この場合の所得状況については、より公平な判断ができるよう、実際の合計所得金額を用い</p> | D |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|------|-----------------------------------|--------|
| | | ることとしておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。 | |

(3) 保育料に関すること

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|--|---|--------|
| 87 | 第2子以降の保育料減免において、文字どおりの第2子以降の子どもを対象にしてほしい。 (同趣旨の意見 他13件) | 多子世帯における利用者負担の軽減や、川崎認定保育園利用者への支援についても、課題があると認識しており、引き続き庁内検討を実施してまいります。 | C |
| 88 | 川崎認定保育園利用者の第2子以降の保育料の支援額の増額を検討してほしい。 (同趣旨の意見 他1件) | | |
| 89 | 東京都のように条件なしで第2子以降の保育料を無償化してほしい。 (同趣旨の意見 他1件) | | |
| 90 | 川崎朝鮮初級学校幼稚部について、保育料の多子減免の対象施設・事業から「各種学校」に位置づけられていることで、対象外となるのは「こどもの最善の利益」という観点から考えても、大きくはずれているのではないかと。子どもを育てていくことにおいて、それぞれの家庭が、その家庭の価値観や事情を大切にして、自由に保育施設を選べるように、また、そのことによって第2子の保育料の減免の対象から外れてしまうことのないように、制度を見直してほしい。 | | |
| 91 | 川崎市は他の自治体と比べて保育料が高額なので、保育料の減額（無償化）を検討してほしい。 (同趣旨の意見 他4件) | 保育料については、子ども・子育て支援法施行令により、算定根拠（市町村民税の参照年度等）が定められており、父母の市町村民税所得割の合計額、お子さんの認定区分、保育必要量、きょうだい区分及び本市が設定した階層区分に応じて、決定することとなっております。本市においては、利用者の所得等に一定配慮し、市が独自に負担することで、国が定める金額以下の保育 | C |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|--|--|--------|
| | | 料を設定しているところですが、限られた財源の中で安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て支援施策を推進してまいります。 いただきました御意見については、今後の子育て支援を充実していくための参考とさせていただきます。 | |
| 92 | 長期欠席の目安が予定日前後2ヶ月であること、お休み中の保育料が経済的負担であることから、里帰り出産を断念し第2子を持つことを諦めてしまう家庭が増えないよう、せめて里帰り期間中の保育料は減免とする等の施策を早急に検討・実施してほしい。 | 里帰り出産等を理由とする長期欠席期間については、市として一律の基準等は定めておらず、健康状況その他の欠席理由や期間について、各施設と個別に相談・調整いただくこととしています。 また、保育料の減免措置については、本市では、国の定めた基準に基づき保育料の減免を実施しており、里帰り期間中の保育料は減免の対象となっておりますが、今後も国の動向を注視しながら対応してまいります。 | C |

(4) その他

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--|--------|
| 93 | 保育園の申し込みは難しい書類が多く煩雑なため、簡素化してほしい。 | 保育所等の利用に係る手続きについては、引き続き利用者の御意見等を踏まえながら、可能な限り簡素化に努めてまいります。 | E |
| 94 | 保育所等の利用案内冊子について、注釈が多く、その文言が何を示しているのか分かりにくい。 | 保育所等の利用手続きについては、各区での説明会開催や利用案内動画の配信、窓口での丁寧な説明等を実施しているところですが、利用案内の作成にあた | E |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|--|---|--------|
| | | っては、引き続き、わかりやすい表現への見直し等に努めてまいります。 | |
| 95 | 窓口で対応する職員の制度理解に差があり、対応者によって説明内容が異なることがあるので、職員の研修や教育をしてほしい。 | 保育所等の利用手続きについては、新任職員の研修や各区での意見交換・情報交換などにより職員の質の向上と平準化を図っているところです。引き続き丁寧で分かりやすい御案内に努めてまいります。 | E |
| 96 | 小規模保育事業は市の待機児童対策における役割を担う事業であり、運営側への支援として、例えばサテライト型小規模保育事業の活用の促進や定員に満たない保育施設への援助等の見直しをしてほしい。 | 保育受入枠については、近年、地域や年齢によって既存施設に空きが生じていることが課題となっていることから、今後は、地域の需要を丁寧に分析にしながら新規整備に限らず既存の施設や事業を有効に活用するなど、保育受入枠の確保に努めるとともに、安定した事業経営や保育サービスの提供のため、対策を検討してまいります。 | E |
| 97 | どのタイミングで何人子どもを産んでも、心配なく仕事への復帰などの選択ができる形を目指してほしい。行政や政治には、生まれてきた命という子供を社会で受け入れ、全体で支え育てるという根本的な姿勢を求める。また、公立保育所にはセーフティネットの役割を期待している。収入や環境が厳しい状況にあらうと、どの子どもも安定した保育を受けられ保護されるように、行政には今後も保育を取り巻く様々な課題に取り組んでほしい。 | 保育所等の利用の有無にかかわらず、地域の子育て支援の拠点として、公立保育所や保育・子育て総合支援センターが家庭と施設等をつなぐパイプ役となり、地域のセーフティネットとして切れ目のない支援を進めてまいります。 また、近所に友達がいらない、親など近所に頼れる人がいないなど、誰にも相談できずに悩んでいる子育て中の保護者の相談に対して、公立保育所や地域子育て支援センター、保育・子育て総合支援センターにおいて、いつでも応じる体制を整えており、身近な相談機関としての役割も | C |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--|--------|
| | | <p>公立の大きな役目の1つとして認識しております。</p> <p>保育受入枠については、近年、地域や年齢によって既存施設に空きが生じていることが課題となっていることから、今後は、地域の需要を丁寧に分析にしながら、新規整備に限らず既存の施設や事業を有効に活用するなど、保育受入枠の確保に努めてまいります。</p> | |
| 98 | <p>園ごとの特色ある保育は維持されるべきだが、必要な持ちものの共通化や行事の在り方など、別々の園に通う世帯のことを考慮した運営が、行政、各事業者から行われることを期待している。</p> | <p>地域の特性や施設の規模による各保育所等の特色を活かしつつ、多様な家庭環境の下、保護者の方の状況の違いを踏まえ、御意見を参考にさせていただきます。</p> <p>また、いただいた御意見については、関係者に共有してまいります。</p> | E |
| 99 | <p>保護者が安心して子どもを預けられる保育園の環境向上や、多様な保護者の働き方に合わせ、保育園毎の特性を出すことなどが、多くの保護者が望むことだと思う。</p> | <p>保育所等においては、延長保育・一時保育・休日保育などの保護者の方々の働き方に合わせて多様な保育サービスを提供しているところです。あわせて、保育における振り返りや評価を行いながら、環境の改善やお子さんの姿に合わせた活動内容の充実が図れるよう努めており、本市においても、引き続き、様々な機会を捉えて、各施設への支援・指導を実施してまいります。また、各保育所等の特色につきましては、ホームページ等を利用した情報発信のほか、各区役所においても、各御家庭の御事情に合わせて、適切に案内を行ってまいります。</p> | E |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|--|--------|
| 100 | <p>3人以上子供がいる家庭へのサービスが少なすぎるので、増やしてほしい。子供が多いと、子供の病気の回数や期間がのびてしまい、思うように働けない。3人以上の家庭を支える無償のサービスや、有償でももっと安く提供してほしい。ベビーシッターやヘルパーの力を借りても、かかる費用が、収入を超えるため、仕事を休むほかないが、休めば給料が減ってしまい、減った給料のまま産休に入った場合、そのあとの1～2年の育休が生活苦である。そのため子供をあと1人産もうなんて思えない。行政に携わる方は、子どもを産んで育てたいと思えるような金銭面で苦慮せず利用できるサービスを考えてほしい。</p> | <p>本市では、子どもが安心して暮らせる支援体制づくりに向けた多子世帯に対する支援として、一定の条件を満たす多子世帯に対する保育料の減額措置、ふれあい子育てサポート事業における減額措置、児童手当における第3子以降の手当額の加算などのほか、令和5年度から新たに子育て短期利用事業（ショートステイ・デイステイ）における利用料減免措置を実施しているところです。令和5年6月に国が示した「こども未来戦略方針」においては、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する観点から、親の働き方やライフスタイル、こどもの年齢に応じて、切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう、「加速化プラン」で掲げる各種施策に着実に取り組むとともに、「総合的な制度体系」を構築することを目指していくこととされておりますので、今後につきましても、国の動向を注視するとともに、多子世帯を含めた全ての子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。</p> | C |
| 101 | <p>親の仕事が休みの時の保育所の対応について、休みだと伝え、短時間保育の時間帯でお願いしても、預ける理由を聞かれる。ある程度の制限はあるべきだと思うが、レスパイト保育も気軽に利用できる雰囲気であってほしい。息抜きできる環境でないと、複数の子なんてとても持つ気になれない。同一保育所利用2人のうち1人を預け、もう1人と親との時間</p> | <p>保育所等の利用にあたっては、国が子ども・子育て支援法支援法施行規則で示している要件に基づき、本市が定めている保育を必要とする事由に該当する必要がある。現在、レスパイトケアについては保育を必要とす</p> | C |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|---|--------|
| | <p>を取る、ということも気軽にできると、より子育てがしやすくなる。保育士の対応を変えるだけでも子育てしやすい環境になるはず。市としてソフト面の指導も期待している。</p> | <p>る事由に含まれておりませんが、今後も国の動向を注視しながら対応してまいります。</p> | |
| 102 | <p>一時保育の空きに余裕があれば、多子世帯を優先して通えるようにしてほしい。現在第1子の一時保育を利用しているが、空きの有無問わず市の規定でリフレッシュは週に一度のみと制限がある。リフレッシュとはいえ、自宅には0歳児がおり、美容院にもいけない。</p> | <p>一時保育(リフレッシュ)の利用は、保護者が週1日程度の就労や、就学、病気や冠婚葬祭、買い物や映画鑑賞などのために、特に理由を問わず利用ができる制度となっております。今後につきましても、保育事業者や子育て家庭の御意見等を伺いながら、引き続き制度の改善に努めてまいります。</p> | C |
| 103 | <p>未就学児3人を育てている家庭にとって、誰でも通園制度はありがたい制度だと思う。 週1回のリフレッシュを目的とした一時保育だけでは間に合わない。</p> | <p>一時保育(リフレッシュ)の利用は、保護者が週1日程度の就労や、就学、病気や冠婚葬祭、買い物や映画鑑賞などのために、特に理由を問わず利用ができる制度となっております。今後につきましても、保育事業者や子育て家庭の御意見等を伺いながら、引き続き制度の改善に努めてまいります。 また、こども誰でも通園制度については、国の動向を見据えながら対応を検討してまいります。</p> | C |
| 104 | <p>多子世帯であればあるほど親の自由時間の確保が難しい。ファミリーサポート制度などもあるが、保育士資格がない人に親の目が届かないところで子供を見てもらうのは不安のため利用を躊躇する。保育園の延長上で施設を利用し土日有料で月に1度などと制限を設けた上で開放し親のリフレッシュ利用も可能にしてほしい。</p> | <p>現在、保育所等を利用している世帯のリフレッシュを目的とした土日の一時保育は実施しておりませんが、いただいたご意見につきましては今後の子育て支援を充実していくための参考とさせていただきます。</p> | C |
| 105 | <p>認可保育所の数に対して、祝日保育を実施している保育所があまりに少ない。祝日保育や病児保育などの整備に関しても、目を向けてほしい。</p> | <p>本市の休日保育については、令和5年5月から1園実施施設を増やし7施設で実施しておりま</p> | E |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|---|---|--------|
| | | <p>す。また、エンゼル川崎・中原・宮前・麻生の4施設において病児保育を、エンゼル幸・高津・多摩の3施設においては病気の治りかけの時に利用できる病後児保育を実施しております。また、他都市と相互利用協定を結んでおり、病児・病後児保育施設について、令和5年1月からは町田市、令和5年4月からは横浜市の施設も利用可能となっております。今後も、地域の需要等を丁寧分析にしながら各事業の充実等に向けて検討してまいります。</p> | |
| 106 | <p>保育や教育にもう少し多くの予算をまわして、先生の待遇改善などを実現してほしい。人員が安定すれば、多子に限らず、受け入れの問題も解決に近づいていくのではないかと。</p> | <p>保育士等の処遇改善については、国の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに加え、それらを補完するため、経験年数3年から6年目の職員に月額5,000円、経験年数7年以上の職員に月額4万円の配分を保障する市独自の市処遇改善等加算Ⅱを実施しています。さらに、令和4年2月からは、国において、保育士等の収入の3%程度、月額9,000円を引き上げる処遇改善を実施しており、本市においては、これに加え、市独自に市加配保育士や調理員、一時保育事業に係る配置職員まで対象を拡大して加算を行っているところです。また、保育士確保に向けて、保育士の就業継続等を目的とする保育士宿舍借り上げ支援事業などを実施しているところです。今後についても、こうした取組を継続しながら、安定的な保育の提供に努めてまいります。</p> | C |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|--|---|--------|
| | | <p>す。</p> <p>また、教員の給料や手当は、市の人事委員会勧告に基づいて他の地方公共団体や民間企業等との均衡を図りながら定められております。現在、国において教職の魅力向上に向け、給与制度の見直しなどの処遇改善に向けた検討が行われておりますので、引き続き状況を注視してまいります。</p> | |
| 107 | <p>2月や3月に下の子を出産した場合、4月から0歳児クラスでの入園ができない上、途中入園も満員のためできない。そのため、1歳児クラスで4月の入園を目指すことになるが、それまで上の子を保育園で保育できるようにしてほしい。</p> | <p>既に保育所等を利用しているお子さんのきょうだいに係る育児休業を取得した場合で、在園児の継続利用が必要である場合には、当該在園児の継続利用を認める取扱いとしています。</p> | D |
| 108 | <p>下の子の出産前・出産直後は、母親は動けないことがよくある。父親はその間も仕事がある。産休中だけでも上の子が通常保育時間で保育園に通えると助かる。</p> | <p>産休中は原則として就労要件に該当しますので、本来の就労状況と必要量に応じて、保育標準時間又は保育短時間の認定区分としています。</p> | D |
| 109 | <p>川崎市も東京都と同じようにベビーシッターの補助があれば良いのと思った。特に親の負担が大きい3歳以下の育児又は家の家事を他の人に任せられることは親のリフレッシュにつながると先日職場の補助券を使用した際に感じた。補助券があると初回に利用してみようというインセンティブになり利用が促進され親の負担軽減につながるのではないか。</p> | <p>現在、ベビーシッター利用への補助は実施しておりませんが、育児の援助を行いたい方（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員同士で育児援助活動を行う「ふれあい子育てサポート事業」を実施しております。</p> | E |
| 110 | <p>パブリックコメントの実施や集計には、3ヶ月近くの時間がかかり、多くの人件費が使用されているのではないか。パブリックコメント実施は、費用対効果を考えたときに、真に価値があるのか。その時間と労力を各区役所や事業者への説明、システム改修に向けて使い、次の育児支援策を早急に検討される</p> | <p>パブリックコメント手続条例では、市民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連</p> | E |

| 意見 番号 | 意見内容 | 意見に対する本市の考え方 | 区 分 |
|----------|--|---|--------|
| | <p>方がより有効ではないのか。</p> <p>また、資料上ではシステム改修とパブリックコメントの集計が同時進行することになってるため、万が一パブリックコメントにおいて根本的な不備が発見されたときに修正が困難になる可能性もあるのではないかと懸念され、突発的な開発スケジュール変更が発生した場合、一層、市政と開発者側の負担が増し、コストが増加する可能性も考えられる。</p> | <p>の手続きを、市の共通ルールとして定めています。この手続きは、政策等の意思決定に当たり市民の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をより良いものとするためのものです。</p> <p>今回の利用調整基準の見直しについては、保育所等の入所申請に生じる影響が大きいことからパブリックコメント手続きを実施するものですが、今回頂戴いたしました様々な御意見については案の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの、施策に対する要望であったことから、当初案のとおり、要綱の一部改正の手続きを進めてまいります。</p> | |
| 111 | 産休・育休関係の手続きを簡素化してほしい。 | <p>産休や育休に関する手続きについて、保険料は日本年金機構が、育児休業給付金は厚生労働省所管の各都道府県労働局（ハローワーク）がそれぞれ管轄しています。いただきました御意見はそれぞれの制度所管にお伝えし、引き続き、子育て支援施策について連携を図ってまいります。</p> | E |
| 112 | <p>産休・育休時の給付金の入金までの時間がとにかく遅い。手続きしてから入金されるまで5ヶ月無収入で生活することになる。産後の行政サービスの案内がいくら充実していても気軽に使おうと思わない。そういう点になぜ行政は気づいて改善に動かないのか。毎回出産のたびに、産後の経済的不安と保育所入所の不安でいっぱいになる。</p> | <p>育児休業給付金は厚生労働省所管の各都道府県労働局（ハローワーク）がそれぞれ管轄しています。いただきました御意見は神奈川労働局にお伝えし、引き続き、子育て支援施策について連携を図ってまいります。</p> | E |

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について（案） －市民の皆様から意見を募集します－

子育てに係る負担が大きいと見られる多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育所等を利用しやすい環境の構築に向けて、多子世帯支援に関する課題のうち、きょうだいが一園に入所できる機会の拡充を図るため、利用調整基準の見直しを行います。

利用調整につきましては、保育所等の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合に行うこととされており、同基準は、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまで、国から示される優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直しを行ってまいりました。

今回、多子世帯支援に関する課題への対応として、新たに利用調整基準の見直しを行う必要が生じたことから、パブリックコメントを実施の上、要綱を改正し、令和6年4月入所の利用調整から適用します。

つきましては、市民の皆様にご報告するとともに、広く御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和5年6月12日（月）から7月11日（火）まで

※郵送の場合：7月11日（火）当日必着

持参の場合：7月11日（火）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

※その他、市内の認可保育所等のほか、「かわさき子育てアプリ」でもお知らせします。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

令和5年8月

5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市子ども未来局保育・幼児教育部保育対策課

電話 044-200-3632 FAX 044-200-3933

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について（案）

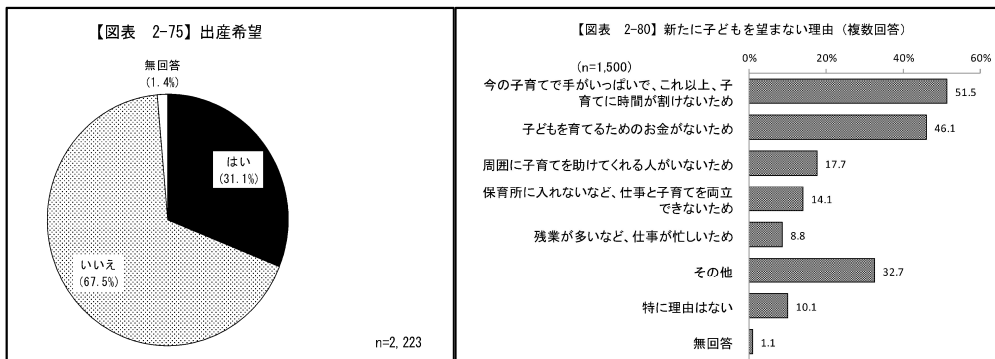
1 多子世帯を取り巻く状況

- 日本の出生数は80万人を割り込み、過去最少となる見込み(R4)
- 少子化の進行は、社会経済に大きな影響を及ぼす
 - ⇒労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など
- ※少子化への対応は、遅くなるほど将来への影響が大きくなることから、早急に取組を進めることが必要

- 理想の数の子ども（第2子以降）を持たない理由
 - ⇒経済的理由、高齢、体力面での不安、時間的理由など

第16回出生動向基本調査（国立社会保障人口問題研究所_ R3）

- 川崎市子ども・若者調査（未就学の子を持つ保護者に関する調査_R2）
- 新たに子どもを出産する希望がない方 : 67.5%
 - ⇒今の子育てで手いっぱい、これ以上、子育てに時間がさけないため : 51.5%
 - ⇒子どもを育てるためのお金がないため : 46.1%



●これらの状況を踏まえ、少子化対策の一つとして、子育てに係る負担が大きいと見られる多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育所等を利用しやすい環境を早急に構築する必要がある。

2 多子世帯支援に関する課題（保育所等利用時）

(1) きょうだい2人以上で同じ希望園へ保育所等の利用申請をしても、現在の利用調整基準では加点が低いため、同一園への入所とならない場合がある。

⇒保護者への負担
（複数園への送迎や園ごとに必要な準備が異なること、就労時間の圧迫、園行事が重なった場合の対応等）

⇒子どもへの負担
（複数園送迎による生活リズムへの影響、体力的・精神的負担等）

(2) 本市の認可保育所等の保育料算定における多子減免（きょうだい減免）については、同一世帯のきょうだいが小学校就学前の保育所等利用者でないと対象とならない。

⇒実際は第2子、第3子以降であっても、第1子（第2子）の保育料が適用されてしまい、経済的負担が大きい

⇒自治体ごとに基準が異なっており、受けられるサービスに差が生じている（本市は、国基準に基づき実施）

⇒川崎認定保育園を利用する多子世帯の経済的負担が大きい

3 保育所等利用調整基準の見直し

(1) 保育所等利用調整の概要

・保育所等の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合、利用調整を行うこととされている。（児童福祉法第24条第3項）

・「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」に定めるランク・指数・項目点に基づき、各世帯の保育の必要度合を点数化

⇒施設・クラス年齢ごとに利用調整を行い、点数の高い順に入所内定としている。

【各施設における利用調整のイメージ】

P 保育園 1歳児クラス 受入数 2人

| 申請者 | ランク・指数等 | 希望順位 | 結果 |
|------|---------|------|--------------------|
| 申請者① | A-7-1 | 第1希望 | 内定（P保育園） |
| 申請者② | A-6-3 | 第2希望 | 第1希望（Q保育園）で内定 |
| 申請者③ | A-6-2 | 第3希望 | 第1、2希望で保留⇒内定（P保育園） |
| 申請者④ | B-5-1 | 第1希望 | 保留 |

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

| 申請者 | ランク・指数等 | 子ども3人以上 | 世帯の所得状況 | 【優先順位】 |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| 申請者 a | A-6-1 | 該当 | 600万円 | 【1位】 |
| 申請者 b | A-6-1 | 該当 | 650万円 | 【2位】 |
| 申請者 c | A-6-1 | 該当なし | 400万円 | 【3位】 |
| 申請者 d | A-6-1 | 該当なし | 500万円 | 【4位】 |

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について（案）

（２）利用調整基準の見直し

- ・利用調整基準については、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国から示される優先利用項目等のほか、必要な見直しを行ってきた。
- ・今回、きょうだい同一園に入所できる機会の拡充を図るため、パブリックコメントを実施の上、要綱を改正し、令和6年4月入所の利用調整から適用する。

（３）きょうだい同一園入所の機会拡充に向けた見直し案

●「同ランク内での調整指数表」（抜粋）

| 項目 | 細目 | 指数 |
|------|----------------------------|----|
| 世帯状況 | (4) 生活保護世帯等 | 7 |
| | (5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」 | |
| | (6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」 | |



| | | |
|------|---|---|
| 世帯状況 | (4) 生活保護世帯等 | 7 |
| | (5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」 | |
| | (6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」 | |
| | (7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯 | |

※利用調整上、指数「7」が適用される世帯同士において、同ランク同指数で競合した場合、「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によらず、(7)以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。

●「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（抜粋）

既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯
(項目点：1)



廃止

4 スケジュール案

令和5年5月末 こども施策庁内推進本部会議
6月上 文教委員会（パブコメ実施報告）
6～7月頃 パブリックコメント実施
7～8月頃 文教委員会（パブコメ結果報告）
8～9月 要綱改正、システム改修
10月 市民周知
（10月に配布予定の利用案内にも掲載）
令和6年4月入所の利用調整から適用

| 項目 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|---------------|-------|------------------|----|------------------|------------------|------------------------|-----|
| 議会 | | ★文教委員会（パブコメ実施報告） | | ★文教委員会（パブコメ結果報告） | | | |
| パブコメ等 意見聴取 | | ★パブコメ（利用調整基準） | | | | | |
| | | ★児童福祉審議会第2部会（報告） | | | ★児童福祉審議会第2部会（報告） | | |
| | | ★子ども・子育て会議 | | | ★子ども・子育て会議 | | |
| 市民周知等 | | | | ★各区役所等に制度周知 | | ★利用案内配布 (利用調整基準を明記) | |
| 庁内検討 | ★素案確定 | | | ★こども施策庁内推進本部会議 | | | |
| 事務手続等 | | | | ★要綱改正・利用案内（入稿） | | | |
| システム改修 | | | | ★システム改修（利用調整基準） | | ★（R6.4利用調整～） 運用開始 | |

※多子世帯における利用者負担の軽減や、川崎認定保育園利用者への支援についても、課題があることから引き続き庁内検討を実施していく。

(1) ランク・指数等による優先順位の判定について

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を超えた場合は、利用調整を行います。
 利用調整では、各世帯の保育の必要度合を、「川崎市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」(17ページ～、以下「利用調整基準」という。)に基づき、ランク・指数・項目点により点数化し、点数の高い順に入所内定としています。

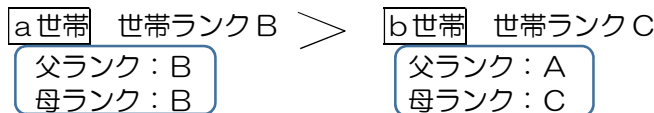
ランク等は、申請締切日時点の状況(提出書類)で判断し決定します。不足書類や記入もれのないようご注意ください。ただし、入所希望日までにランク・指数に関わる状況に変動が生じた場合、変更申請が必要です。なお、変更申請を怠り、ランク等が下がることが判明した場合は、内定取消となる場合があります。また、川崎市外在住の方の申請の場合、利用開始希望日までに確実な転入予定がある場合を除き、ランク等にかかわらず利用調整は川崎市在住の方が優先となります。

利用調整では、以下の手順で入所内定の優先順位を決定いたします。

① 世帯のランクによる判定

世帯のランクがより高いお子さんを上位とします。ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1(17ページ)に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

(例) 次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。



② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指数表」(18ページ)により、指数(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」(19ページ)により、項目点(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

④ 養育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」(19ページ)により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします(19ページ参照)。

(2) 内定施設の決定について

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに上記手順により行っています。なお、利用希望をいただいた全ての施設で、それぞれ利用調整を行います(希望できる園数は必ず通園可能な範囲で第20希望までです。)。複数の施設で内定となりうる場合、希望施設のうち、希望順位の最も高い施設1か所のみを入所内定します。複数の施設で重複して入所内定とすることはありません。

また、兄弟姉妹で同時申請の場合は、兄弟姉妹が同じ保育園に内定となるよう希望することも可能です。詳細については16ページをご覧ください。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

| | ランク・指数等 | 希望順位 | 結果 |
|------|---------|------|-----------------------|
| 申請者① | A-7-1 | 第1希望 | 内定(P保育園) |
| 申請者② | A-6-3 | 第2希望 | 第1希望(Q保育園)で内定 |
| 申請者③ | A-6-2 | 第3希望 | 第1希望、第2希望で保留⇒内定(P保育園) |
| 申請者④ | B-5-1 | 第1希望 | 保留 |

【同ランク・同指数・同項目点だった場合の考え方】

| | ランク・指数等 | 子ども3人以上 | 世帯の所得状況 |
|------|---------|---------|---------|
| 申請者a | A-6-1 | 該当 | 600万円 |
| 申請者b | A-6-1 | 該当 | 650万円 |
| 申請者c | A-6-1 | 該当なし | 400万円 |
| 申請者d | A-6-1 | 該当なし | 500万円 |



(3) 医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱い（令和4年10月から適用）

本市における医療的ケア児の受入については、これまで保育所で実施可能なケアの内容等を十分検討した上で、平成28年度より原則として公立保育所のセンター園において、たんの吸引（経鼻、経口、気管切開）、経管栄養（経鼻）及び経ろう孔（胃ろう）、導尿（間欠導尿）に限り受け入れを行ってきたところです。

このような状況下において令和3年度には支援法が施行されたことにより、保育所等においては医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有するものとされたこと、また、今後、高まることが予想される保育所等の利用ニーズを見据えて、受け入れ可能園を順次拡充していくことなど早急な対応が求められることとなりました。

一方で、医療的ケア児の受入にあたっては医師との連携のもと、保育所において適切な処置を行う環境や看護師の配置等の支援体制の構築など、特に慎重にする必要があることから、まずは現状の対応実績のあるケアの範囲で、公立保育所のランチ園において、令和4年度の環境等整備が整った時点より、順次受け入れを開始していくこととしました。

利用調整については、各世帯の保育の必要度合を親の就労状況等を点数化した上で、受入順位を判定していますが、こうした状況を受けて、医療的ケア児については、支援法の趣旨を尊重し、新たに優先的な取扱いを設けることとしました。

ア 医療的ケア児の申込みにあたっては利用調整基準別表1・2のランク（就労等による保育必要量）等に関わらず、ランク「A」指数「15」とする優先的な取扱いを定めることとします。

イ 複数の者が同ランク同指数で並んだ場合は、通常の利用調整基準に基づくランク、指数等で比較するものとします。

ウ 対象となる保育所は原則として、公立保育所のうち指定する園とします。

※たんの吸引（経鼻、経口、気管切開）、経管栄養（経鼻）及び経ろう孔（胃ろう）、導尿（間欠導尿）に限ります。

※入所にあたっては入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合においては、医師等で構成される健康管理委員会において、集団生活の中で保育が可能か審議を行い、保育が困難と判断された場合については内定を取り消すことがあります。

(4) 保育士等の子どもの利用調整上の優先的な取扱い

川崎市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等の子どもについては、利用調整上、優先的な取扱いを行います。

なお、この取扱いは、昨今の保育士不足により、保育受入枠を限定せざるを得ない場合があることに対応する時限的な措置です。

《取扱いの対象となる方》（ア～ウの全てに該当する必要があります。）

ア 川崎市内在住の方

イ 保育士又は看護師等の保育士の配置基準を満たす資格又は免許を有していること。

ウ 現に、1月について120時間以上、川崎市内に所在する次の①～⑧のいずれかの施設等で就労（就労内定含む）していること。

①認可保育所、認定こども園

②地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）

③認可幼稚園

④企業主導型保育施設

⑤病児・病後児保育施設

⑥川崎認定保育園

⑦地域保育園

※保育所等に入所した場合、ア～ウを満たし、入所日から起算して2年以上従事すること（育児休業・病気休職等の休職期間は除く。）が必要です。

(5) 産休明け保育（生後43日目～）の取扱い

川崎市では、生後43日目から4か月未満又は5か月未満のお子さん（公立：4か月未満、民営：5か月未満）の保育を「産休明け保育」としています。産休明け保育については、実施園に限られ、受入枠も少人数となります（例：0歳児クラス6名中のうち、産休明け児は3名まで等）。また、通常保育よりも保育時間は短くなります。

各施設の産休明け保育の受入枠の上限を超えた場合は、ランク・指数等がより低いお子さん（産休明け以外）を内定とする場合があります。

<0歳児クラスの受入月齢>

0歳児から受入可能な保育所等であっても、施設ごとに受入月齢が異なります。令和5(2023)年4月1日入所を例に挙げると下記の表のとおりです。

| 0歳児クラス入所の受入月齢（例：令和5年4月1日入所の場合） | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 43日目～クラス | 令和5(2023)年2月17日以前に生まれた児童 |
| 2か月児クラス | 令和5(2023)年2月1日以前に生まれた児童 |
| 4か月児クラス | 令和4(2022)年12月1日以前に生まれた児童 |
| 5か月児クラス | 令和4(2022)年11月1日以前に生まれた児童 |
| 6か月児クラス | 令和4(2022)年10月1日以前に生まれた児童 |

(6) 時間短縮勤務制度を利用する場合の取扱い

時間短縮勤務制度を利用しており、制度利用に伴う勤務時間が月64時間以上を満たさない場合、保育を必要とする事由の就労には該当しません。

(7) 横浜市との共同整備による保育所の取扱い

川崎市と横浜市は市境の保育需要に的確に対応するため、保育所の共同整備を行っています。平成28年4月、川崎市幸区に共同整備1か所目となる幸いづみ保育園を開設しました。また、平成29年4月には横浜市鶴見区に尻手すきっぷ保育園が開設されました。

この共同整備による保育所にあっては、あらかじめ利用定員を両市で按分することにより、各市在住のお子さんのための定員を定めており、各市の利用調整基準に基づき利用調整が行われます。また、川崎市児童のための定員については、川崎市児童が優先となります。

申請は、川崎市の申請書類により、お住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションで行ってください。保育認定、利用調整結果通知、利用者負担額の決定等も川崎市が行います。

また、開所時間・延長保育の取扱い等の運営内容については、施設の所在する市の基準により行うこととなりますので、ご注意ください。

(8) 兄弟姉妹2人以上で申込む場合の条件について

兄弟姉妹2人以上で申込む場合においては、「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」の裏面にて、次のとおり、同じ施設への入所を優先するなどの条件設定が可能です。各条件の特徴をご理解の上、申請をお願いします。**※希望園ごとに異なるパターンの指定はできません。**

なお、兄弟姉妹で同一施設の利用を希望する場合には、指数「7」を適用することとします。

追記

①同じ保育所等で同時期の入所のみを希望する。

→ 兄弟姉妹が「同じ希望園に同時に入所可能な場合」に限り、全員「内定」となります。
「1人だけ入所可能な場合」や「別々の施設であれば入所可能な場合」は全員「保留」となります。

②同時に入所できれば、兄弟姉妹別施設でもよい。

→ 兄弟姉妹が希望園のうち、「同時に入所可能な場合」に全員「内定」となります。
「1人だけ入所可能な場合」は、全員「保留」となります。
同時に入所可能な場合の条件は、【兄弟姉妹が同時に入所可能な場合】にて指定できます。

③1人だけの入所でも希望する。

→ 内定となる施設があった場合は、1人だけでも内定となります。
同時に入所可能な場合の条件は、【兄弟姉妹が同時に入所可能な場合】にて指定できます。

<保護者が育児休業中に兄弟姉妹2人以上で申込みした場合>

申込みした兄弟姉妹のうち、1人だけ内定となった場合でも、育児休業からの復職が必要となります。そのため、保留となったお子さんの認可外保育施設等の利用などもご検討いただき、復職の準備をお願いします。入所した月に復職ができない場合は、内定取消となりますのでご注意ください。

◎兄弟姉妹が同時に入所可能な場合 ※②③の条件を設定した方は、次の条件も選択してください。

《1》兄弟姉妹別園でも希望順位を優先する。

→ 希望順位を優先して各児童の利用調整を行います。（希望順位の低い園で兄弟姉妹同じ園になることが可能でも、より高い希望順位の園で内定となる場合は、兄弟姉妹別園となります。）

《2》同園であれば希望順位が低い園でもよい。

→ 兄弟姉妹が同じ園になることを優先して各児童の利用調整を行います。そのため、希望順位が低い園で内定となることもあります。（同じ園となることが不可であれば希望順位を優先します。）

<兄弟姉妹2人以上の申込みで保留となった場合>

年度内は、引き続き利用調整の対象となります。そのため、以降の利用調整については、変更の届出がない限り、兄弟姉妹の入所に関する条件設定も含め、申請時の内容により行いますのでご注意ください。

【兄弟姉妹2人以上で申込む場合における利用調整のイメージ】

兄弟姉妹2人以上で申込む場合では、条件の設定により、利用調整の結果が異なりますのでご注意ください。

◎条件設定による最終結果の違い

（例えば、クラス年齢が異なる兄と妹で、それぞれ第1希望をA保育園、第2希望をB保育園で申請した場合

例1

（兄は2園とも、妹は第2希望のみ内定予定）

| | 兄 | 妹 |
|---------|------|------|
| 第1希望 A園 | 内定予定 | 保留 |
| 第2希望 B園 | 内定予定 | 内定予定 |

例2

（兄は第1希望、妹は第2希望のみ内定予定）

| | 兄 | 妹 |
|---------|------|------|
| 第1希望 A園 | 内定予定 | 保留 |
| 第2希望 B園 | 保留 | 内定予定 |

例3

（兄は2園とも内定予定、妹は2園とも保留）

| | 兄 | 妹 |
|---------|------|----|
| 第1希望 A園 | 内定予定 | 保留 |
| 第2希望 B園 | 内定予定 | 保留 |

| 最終結果 | 例1 | 例2 | 例3 |
|------------------------|---|------------|-----------------|
| 上記①を選択 （同時同園入所のみ希望） | 兄・妹 B園 内定 | 兄・妹 保留 | 兄・妹 保留 |
| 上記②を選択 （同時別園入所可能） | 《1》順位優先を選択 兄A園・妹B園 内定 《2》同園優先を選択 兄・妹 B園 内定 | 兄A園・妹B園 内定 | 兄・妹 保留 |
| 上記③を選択 （1人のみ入所可能） | 《1》順位優先を選択 兄A園・妹B園 内定 《2》同園優先を選択 兄・妹 B園 内定 | 兄A園・妹B園 内定 | 兄 A園 内定 妹 保留 |

| 番号 | 保護者の状況 | | 細目 | ランク |
|----|--|------------------------|--|-----|
| 1 | 居宅外労働 (自営を除く) (注1) | | 月実働140時間以上就労 | A |
| | | | 月実働120時間以上140時間未満就労 | B |
| | | | 月実働100時間以上120時間未満就労 | C |
| | | | 月実働80時間以上100時間未満就労 | D |
| | | | 月実働64時間以上80時間未満就労 | E |
| | | | 就労先確定(注2) | F |
| 2 | 自営 (自宅外自営、 親族等が経営の 自営を含む) (注3~5) | 中心者 | 月実働140時間以上就労 | A |
| | | | 月実働120時間以上140時間未満就労 | B |
| | | | 月実働100時間以上120時間未満就労 | C |
| | | | 月実働80時間以上100時間未満就労 | D |
| | | | 月実働64時間以上80時間未満就労 | E |
| | | | 就労先確定(注2) | F |
| | 協力者 | 月実働140時間以上就労 | B | |
| | | 月実働120時間以上140時間未満就労 | C | |
| | | 月実働100時間以上120時間未満就労 | D | |
| | | 月実働80時間以上100時間未満就労 | E | |
| | | 月実働64時間以上80時間未満就労 | F | |
| | | 就労先確定(注2) | G | |
| 3 | 妊娠・出産 | | 出産予定日の約2か月前(多胎妊娠の場合14週前)から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。 | D |
| 4 | 疾病・負傷・ 心身障害 | | (1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。) ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 | A |
| | | | 疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静治療を指示されている場合 | C |
| | | | 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合 | E |
| 5 | 介 護 | 病院等居宅外での介護 | 介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用 | A~E |
| | | 居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む。) | 通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用。ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。 | A~E |
| 6 | 災害復旧 | | 災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用 | A~E |
| 7 | 就学 | | 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用 | A~F |
| 8 | 求職活動等 | | 求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合 | H |
| 9 | 市長による 特例 | ひとり親世帯等 | 自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合(注6)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用 | A~F |
| | | 生計中心者の失業 | 生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用 | A~F |
| | | その他 | その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、 家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合 | A~H |

注1 常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。

注2 入所月内に就労することが決定していること。

注3 経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。

注4 内職従事者については、協力者の細目を適用する。

注5 各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。

注6 就労につながる就学先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)

「同ランク内での調整指数表」

別表2

| 項目 | 細目 | 指数 |
|--|--|----|
| 世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例:父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。) | (1) 両親不存在世帯 両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合 | 15 |
| | (2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子 | 10 |
| | (3) 父子世帯 母子世帯に準じる。 | 10 |
| | (4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合(注1) | 7 |
| | (5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注1) | 7 |
| | (6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注1) | 7 |
| | (7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(注1)(注2) | 7 |
| 連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児(注1) | 卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置 | 7 |
| 地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合 | 地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合 | 2 |
| 就労実績 (注3) | 利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合 | 2 |
| | 利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合 | 1 |
| 認可外保育施設等の利用状況 | 保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合) | 2 |
| 児童を養育する環境 | 危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合 | 1 |
| 同居の親族等の状況 (注4) | 同居の親族その他の者が65歳未満の場合 | -3 |
| | 同居の親族その他の者が65歳以上の場合 | -1 |
| 産休明け又は育休明け (注5) | 産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。) | 2 |
| 今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童 | 特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用してしたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。 | 10 |
| 保護者が重度の心身障害の場合 (注6) | 身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 | 5 |
| | 療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合 | 3 |
| 福祉事務所長が特に必要と認めた場合 | 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合 | 15 |

新設

追記

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。
 注2 指数「7」が適用される世帯同士において、同ランク同指数で競合した場合、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によらず、世帯状況(7)以外が適用されている世帯を優先して入所内定とする。
 注3 児童の保護者が別表1の番号1又は2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。
 注4 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。
 注5 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。
 注6 児童の保護者が別表1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。
 注7 合計指数の上限は15点とする。

「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

別表3

| 項 目 | 項目点 |
|---|------|
| 対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1) | 1 |
| 保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2) | 1 |
| 現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)(注3) | 1 |
| 現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)(注4)(注5) | 1～5 |
| 現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯(注6) | 1 |
| 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(重複して適用することができる。) | 4 |
| 就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注7) | 1 |
| 申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注8) | 0～-3 |

廃止

- 注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
- 注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
- 注3 預けている期間に応じて重複適用する。
- 注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。
- 注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。
- 注6 当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)」での加算がない場合は、当該児童の年齢に関わらず、兄・姉について本加算を行うものとする。
- 注7 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。
- 注8 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる滞納状況が解消に向かっている場合にはこの限りではない。

修正

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

| | |
|---|-----------------------|
| 1 | 養育している子どもが3人以上の世帯(注1) |
| 2 | 所得状況のより低い世帯(注2) |

- 注1 養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。
- 注2 所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことをいう。

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた検討経過等について

1 庁内検討の経緯・経過等

(1) 他都市の状況（保育料多子減免・R5.6.7時点）

| 拡充している都市 14市/20政令市 | | |
|--------------------------|--|----------|
| 札幌市 | ①小学生以上はカウントに含めない。未就学園児第1子は満額、第2子無償 | H29年4月 |
| | ②年収360万→640万未満 | R2年4月 |
| 新潟市 | ①小学生以上はカウントに含めない。未就学園児第1子は満額、第2子1/4 | H18年 |
| | ②小学1年～3年生の子と教育保育施設等を利用している中で3番目の子無償 | H26年 |
| | ③高校3年生までの子と教育保育施設等を利用している中で3番目の子無償 | R5年4月 |
| さいたま市 | 在園要件や年齢制限を設けず世帯の第3子は無償 | H27年4月 |
| 横浜市 | 対象施設に「横浜保育室」を追加 | H27年4月 |
| 静岡市 | ①年齢制限撤廃を市民税所得割額57,700円を77,101円まで拡大 | H28年4月 |
| | ②第2子以降を無償化（きょうだいの就学に関わらず、所得制限なく） | R5年4月 |
| 名古屋市 | ①18歳に達した以後の最初の3月31日までのお父さんが3人以上いる世帯の第3子は無料 | H31年4月 |
| 堺市 | ①年収380万未満兄弟年齢関係なく第2子無償 | H28年4月 |
| | ②第3子年収、上の兄弟関係なく無償 | H28年4月 |
| | 第2子以降を無償化（きょうだいの年齢や所得に制限を設けず） | R5年4月 |
| 京都市 | ①国基準の年収360万、二人目半額を市独自に収入にあわせて補助 | H28年 |
| | ②国基準の年収360万、3人目無償を年収640万未満無償 | H27年 |
| 神戸市 | 0～2歳の保育料について、全ての世帯で第2子半額、第3子無償（多子の所得制限撤廃） | R2年9月 |
| 岡山市 | 市民税所得割が57,700円以上の世帯で3人以上の場合、年齢の高い順から第1子と数え、対象の子が第3子かつ3歳児未満の場合、国の多子計算基準に基づく額の半額 | H28年4月 |
| 広島市 | 16歳未満の子が3人以上いる場合、2人を超える一人につき22,800円を市民税所得割から控除した階層区分により保育料を決定 | H27年4月 |
| 福岡市 | 第2子以降を無償化（きょうだいの年齢や保護者の収入に関係なく） | R5年4月 |
| 北九州市 | 第2子以降を無償化 | R5年12月予定 |
| 熊本市 | 18歳未満の児童が3人以上いる場合、第3子以降の子は無料 | H23年4月 |
| 国基準と同一 6市/20政令市 | | |
| 仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、浜松市、大阪市 | | |
| 東京都 | ①年収360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合、第2子半額、第3子無償 | R1年10月 |
| | ②第2子以降を無償化（所得制限なし） | R5年10月予定 |

(2) 市長への手紙 意見要旨分析

●R4.4.1～R5.6.7

| 意見要旨 | 件数 |
|--------------|-----|
| 保育料高額、多子減免 | 17 |
| 多子減免 | 32 |
| 保育料高額 | 16 |
| 利用調整基準、保育料高額 | 1 |
| 利用調整基準 | 15 |
| 多胎児支援 | 2 |
| コロナ関係 | 2 |
| その他 | 15 |
| 合計 | 100 |

| 意見要旨（案件別） | 件数 | 割合 |
|-----------|----|--------|
| 多子減免 | 49 | 49.00% |
| 保育料高額 | 33 | 33.00% |
| 利用調整基準※ | 16 | 16.00% |
| 多胎児支援 | 2 | 2.00% |
| コロナ関係 | 2 | 2.00% |
| その他 | 15 | 15.00% |

※うち多子世帯：5件

●R5.1.1～R5.6.7（再掲）

| 意見要旨 | 件数 |
|--------------|----|
| 保育料高額、多子減免 | 13 |
| 多子減免 | 27 |
| 保育料高額 | 8 |
| 利用調整基準、保育料高額 | 1 |
| 利用調整基準 | 9 |
| その他 | 10 |
| 合計 | 68 |

| 意見要旨（案件別） | 件数 | 割合 |
|-----------|----|--------|
| 多子減免 | 40 | 58.82% |
| 保育料高額 | 21 | 30.88% |
| 利用調整基準※ | 10 | 14.71% |
| その他 | 10 | 14.71% |

※うち多子世帯：3件

(3) 庁内の検討経過

- ・令和5年3月13日 各区児童家庭課長会議
- ・令和5年4月21日 各区児童家庭課サービス係長会議
- ・令和5年5月2日 各区児童家庭課長会議
- ・令和5年5月24日 こども施策庁内推進本部会議部会
- ・令和5年5月30日 こども施策庁内推進本部会議

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた検討経過等について

(4) 保育所等に係る多子世帯支援に関する議会答弁（抜粋）

●令和4年 第5回定例会（代表質問）

<市長>

安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が重要と考えておりますので、多子世帯への支援についてもしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

<こども未来局長>

多子世帯減免につきましては市民からの御意見もいただいております。また、他の政令市においては独自の拡充を行っている事例もございますので、今後、減免の基準等について検討してまいりたいと存じます。

●令和4年 第5回定例会（一般質問）

<こども未来局長>

（多子世帯の保育料について、）この間、他の政令市の減免等の状況を調査してきたところでございまして、今後、これを踏まえて本市における影響等を分析するとともに、様々な施策とのバランスを考慮しながら検討してまいりたいと存じます。

<市長>

引き続き国への要望をしていくとともに、本市といたしましても、多子世帯への支援についてしっかり取り組むなど、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、総合的に子育て支援対策を推進してまいります。

<こども未来局長>

（川崎認定保育園の保育料多子軽減制度について）今後の多子軽減制度につきましては、認可保育所の制度と整合を図りながら検討してまいりたいと存じます。

川崎認定保育園を含め保育料の多子減免の制度等につきましては、市民からの御意見もいただいております。また、他の政令市においては独自の拡充を行っている事例もございますので、今後、減免の基準等について検討してまいりたいと存じます。

●令和5年 第1回定例会（予算特別委員会）

<こども未来局長>

この間、国に対し、他の政令市及び東京都特別区と連携して年齢制限の撤廃等について要望をしてきたところでございます。一方、多子世帯減免につきましては、市民からの御意見もいただいております。また、他の政令市においては独自の拡充を行っている事例もございますので、今後、減免の基準等について検討してまいりたいと存じます。

<市長>

子育て支援施策の充実に向けましては、待機児童ゼロの継続達成とともに、地域に根差した子育てのコミュニティ形成の核となる保育・子育て総合支援センターを中心とした地域の子育て支援の全区への展開、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援、身体的・心理的負担の大きい多胎児・多子世帯について経済的負担の軽減など、安心して子どもを育てられる地域社会の構築に向けて総合的に進めてまいりたいと存じます。

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた検討経過等について

2 多子世帯におけるきょうだい別園の推移

(単位：世帯)

| | 平成31年4月 | 令和2年4月 | 令和3年4月 | 令和4年4月 | 令和5年4月 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 同園 | 4,542 | 4,849 | 4,978 | 4,983 | 4,946 |
| 別園 | 556 | 573 | 642 | 687 | 693 |
| 合計 | 5,098 | 5,422 | 5,620 | 5,671 | 5,639 |
| 別園の割合 | 10.91% | 10.57% | 11.42% | 12.11% | 12.29% |

※「別園」は「全員が同一園」以外を指す

⇒きょうだい別園の割合が上昇傾向となっている。

3 他都市の利用調整基準（多子世帯加点）

| 自治体名 | ボリュームゾーン | きょうだい同園希望の場合 | 自治体名 | ボリュームゾーン | きょうだい同園希望の場合 |
|-------|-------------|--------------|------|----------|-----------------------------|
| 横浜市 | A-1～A-3 | A-4～A-7 | 京都市 | 43～45 | 48～50 |
| 相模原市 | 120-2～120-3 | 120-4～120-6 | 大阪市 | 205～207 | 212～217 |
| 札幌市 | 240 | 280～300 | 堺市 | 42～43 | 46～47 |
| 仙台市 | 20 | 23 | 神戸市 | 205 | 220 |
| 新潟市 | 28～36 | 33～48 | 岡山市 | 20 | 21 |
| さいたま市 | 58～63 | 60～66 | 広島市 | A-3 | A-5 |
| 千葉市 | 49～50 | 52～54 | 北九州市 | 540 | 550～560 |
| 静岡市 | 20 | 21～22 | 福岡市 | 165 | 225 |
| 浜松市 | 25～26 | 26～特 | 熊本市 | 22 | 24 |
| 名古屋市 | A-3 | A-7～A-8 | 川崎市 | A-6-2 | 【現行】A-2-1～A-6-3 【改正案】A-7 |

4 利用調整基準見直し案の検討経過

(1) 内定者における指数の状況（1次利用調整時点）

・内定者のボリュームゾーンは指数「6」で、各年度とも内定者に占める割合は83%を超えている。

| 指数 | R3 | R4 | R5 |
|----|-----|-----|-----|
| 15 | 275 | 267 | 247 |
| 14 | 96 | 62 | 75 |
| 13 | 24 | 14 | 13 |
| 12 | 19 | 10 | 9 |
| 11 | 20 | 19 | 10 |
| 10 | 18 | 26 | 27 |
| 9 | 14 | 12 | 12 |
| 8 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 119 | 81 | 92 |

| 指数 | R3 | R4 | R5 |
|----|-------|-------|-------|
| 6 | 6,458 | 6,328 | 6,175 |
| 5 | 189 | 162 | 153 |
| 4 | 177 | 225 | 170 |
| 3 | 50 | 55 | 53 |
| 2 | 207 | 238 | 251 |
| 1 | 18 | 24 | 12 |
| 0 | 31 | 21 | 15 |
| -1 | 7 | 4 | 1 |
| -3 | 0 | 1 | 0 |
| | 7,723 | 7,550 | 7,316 |

※両親就労1年以上、認可外利用又は産育休明け

(2) Hランク申請者の入所状況

・保育受入枠の充足、新規申請者数の減少等に伴い、Hランク申請者についても75%が入所できる状況となっている。（R5.4.1現在）

| | Hランクの入所率（新規申請） 区別、歳児別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------------|----|------|-----|----|------|----|----|------|----|----|------|----|----|------|----|----|------|-----|-----|-----|
| | 0 | | | 1 | | | 2 | | | 3 | | | 4 | | | 5 | | | 合計 | | |
| | 申請 | 入所 | 入所率 | 申請 | 入所 | 入所率 | 申請 | 入所 | 入所率 | 申請 | 入所 | 入所率 | 申請 | 入所 | 入所率 | 申請 | 入所 | 入所率 | 申請 | 入所 | 入所率 |
| 川崎 | 7 | 7 | 100% | 12 | 11 | 92% | 5 | 4 | 80% | 1 | 0 | 0% | 1 | 1 | 100% | 1 | 1 | 100% | 27 | 24 | 89% |
| 大師 | 7 | 7 | 100% | 10 | 5 | 50% | 9 | 9 | 100% | 2 | 2 | 100% | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 28 | 23 | 82% |
| 田島 | 8 | 7 | 88% | 4 | 4 | 100% | 2 | 1 | 50% | 3 | 3 | 100% | 2 | 2 | 100% | 1 | 0 | 0% | 19 | 17 | 89% |
| 幸 | 10 | 8 | 80% | 13 | 9 | 69% | 9 | 9 | 100% | 2 | 2 | 100% | 1 | 1 | 100% | 1 | 1 | 100% | 38 | 30 | 79% |
| 中原 | 14 | 13 | 93% | 16 | 14 | 88% | 8 | 8 | 100% | 9 | 8 | 89% | 1 | 1 | 100% | 1 | 1 | 100% | 51 | 45 | 88% |
| 高津 | 12 | 11 | 92% | 21 | 13 | 62% | 10 | 10 | 100% | 8 | 8 | 100% | 1 | 1 | 100% | 2 | 2 | 100% | 56 | 45 | 80% |
| 宮前 | 21 | 19 | 90% | 31 | 17 | 55% | 14 | 14 | 100% | 8 | 8 | 100% | 4 | 3 | 75% | 3 | 2 | 67% | 83 | 63 | 76% |
| 多摩 | 11 | 10 | 91% | 18 | 3 | 17% | 10 | 10 | 100% | 6 | 3 | 50% | 3 | 2 | 67% | 4 | 3 | 75% | 54 | 31 | 57% |
| 麻生 | 12 | 10 | 83% | 16 | 1 | 6% | 5 | 5 | 100% | 9 | 7 | 78% | 1 | 1 | 100% | 1 | 1 | 100% | 46 | 25 | 54% |
| 市全体 | 102 | 92 | 90% | 141 | 77 | 55% | 72 | 70 | 97% | 48 | 41 | 85% | 14 | 12 | 86% | 14 | 11 | 79% | 402 | 303 | 75% |

⇒Hランク申請者の75%が入所できていることから、仮にきょうだい同一園入所を希望する申請者（以下「多子申請者」）の指数を「7」としたとしても、多子申請者以外の申請者の入所機会の減少には至らないと考えられる。